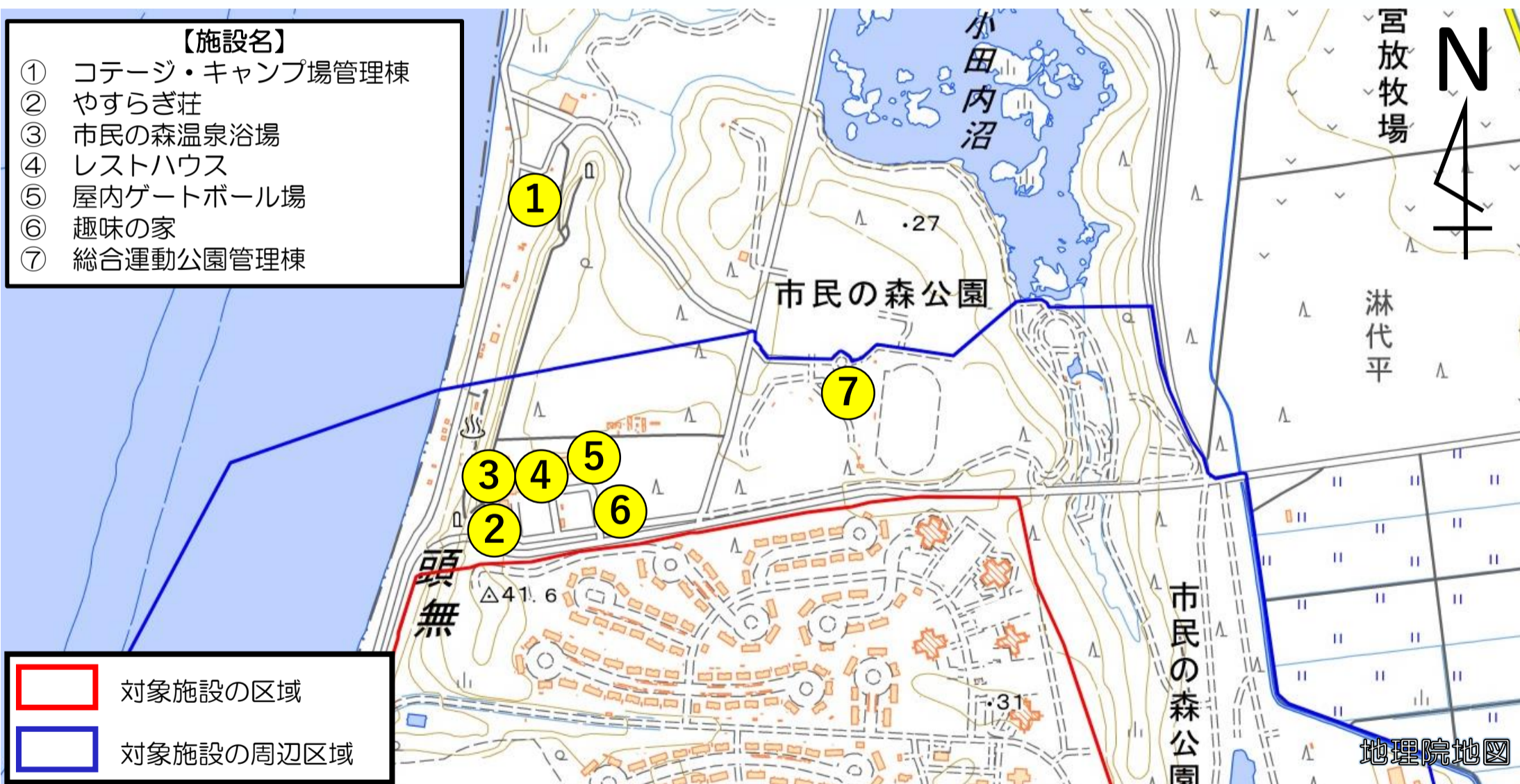


# ドローンの規制についてのお知らせ

三沢市民の森の一部（南側地区）は、小型無人機飛行禁止法に基づく、米空軍三沢飛行場の対象施設周辺地域（三沢飛行場の周囲約300m）に指定されており、事前の процедуруを行わないドローン等の飛行は、禁止されています。  
※飛行禁止の区域については、下図又は、防衛省HPをご覧ください。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円



※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

事前の手續については、防衛省HPをご参照いただくか、問い合わせ先窓口へご連絡下さい。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

お問い合わせ窓口：東北防衛局企画部地方調整課 022-297-8212

東北防衛局三沢防衛事務所施設課 0176-53-3118

E-mail: drone-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

申請窓口：米空軍三沢飛行場 0176-53-5181（内線226-4001）

または0176-77-3989

E-mail: 35SFS.ID.PublicDroneRequest@us.af.mil



防衛省東北防衛局